

平成23年12月19日

生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消しを行いました。

記

1 被処分者

(1) 氏名 大宝建設株式会社 代表取締役 野崎正広

(2) 住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上35番地の3

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

3 処分の理由等

大宝建設株式会社は、法第16条（投棄禁止）違反により仙台高等裁判所において罰金刑の判決を受け、平成23年11月1日に刑の執行が終了した。

このことは、同社が、法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号八。）に該当することになるため、取消処分を行ったものである。

4 処分年月日

平成23年12月16日